

障害者差別解消法

札幌市立学校職員における対応要領

～子ども一人一人が「自分が大切にされている」と
実感できる学校の実現に向けて～

札幌市教育委員会
令和8年3月改訂

目	次	
はじめに	1
第1章 学校等における基本姿勢	2
1 対応要領の位置付け	2
2 国の基本方針の概要	3
(1) 基本的な考え方		
(2) 社会モデル		
3 対象範囲	4
(1) 学校等		
(2) 対象となる子ども		
(3) 職員		
4 [合理的配慮の提供] と [不当な差別的取扱いの禁止] について	4
(1) [合理的配慮の提供] とは		
(2) [不当な差別的取扱いの禁止] とは		
5 [合理的配慮の提供] と [事前的改善措置] について	7
(1) [合理的配慮の提供] の例 中学生Aさんの場合		
(2) [事前的改善措置] とは		
第2章 障がいを理由とする差別の解消に向けて	9
1 [合理的配慮の提供] のプロセス	9
(1) 準備		
(2) 意思の表明		
(3) 調整		
(4) 建設的対話		
(5) 決定及び提供		
(6) 定期的な評価		
(7) 柔軟な見直し		
学校における合理的配慮のプロセス	11
2 [不当な差別的取扱い] の対応のポイント	12
第3章 公立高等学校入学者選抜等における合理的配慮について	13
第4章 相談窓口体制について	14

はじめに

障がい者の権利擁護に向けた国際的な取組については、平成 18 年に国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障害者の固有の尊厳を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）が採択されました。我が国は、平成 19 年に「障害者権利条約」に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきました。

障害者基本法（平成 23 年改正）に「差別の禁止」が基本原則として定められ、それを具体化するために平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が制定されました（平成 28 年 4 月施行）。平成 26 年 1 月、これらの整備を受けて我が国は「障害者権利条約」を批准し、締約国になりました。

また、令和 3 年 6 月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や情報の収集・提供など障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を内容とする改正「障害者差別解消法」が交付され、令和 6 年 4 月に施行されました。

札幌市では、第 2 期札幌市教育振興基本計画第 2 期札幌市教育アクションプラン（前期）（令和 6 年度～令和 10 年度）で、「一人一人が自他のよさや可能性を認め合える学びの推進」を基本施策の一つとして掲げ、様々な環境にある一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行い、可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活を送ることができるよう、教育内容の充実を図ることを示しております。

また、障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現を基本理念に「さっぽろ障がい者プラン 2024」を策定し、障がいのある方が地域で安心して生活していくことができるよう、障がい者施策の充実に向け、取組を進めております。加えて、共生社会の実現を目指し、市・市民・事業者が連携・協働して取組を進めていくこと等を目的として、令和 7 年 3 月に「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」（愛称：つながるさっぽろ条例）を制定しました（同年 4 月施行）。

本対応要領は、障がいを理由とする差別の解消に向けて、障がいのある子ども及び保護者に寄り添いながら、学校等の関係者全体で、適切な対応がなされることを推進するために作成いたしました。

「障がい」の表記について

札幌市では障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者差別解消法」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使用しています。

第1章 学校等における基本姿勢

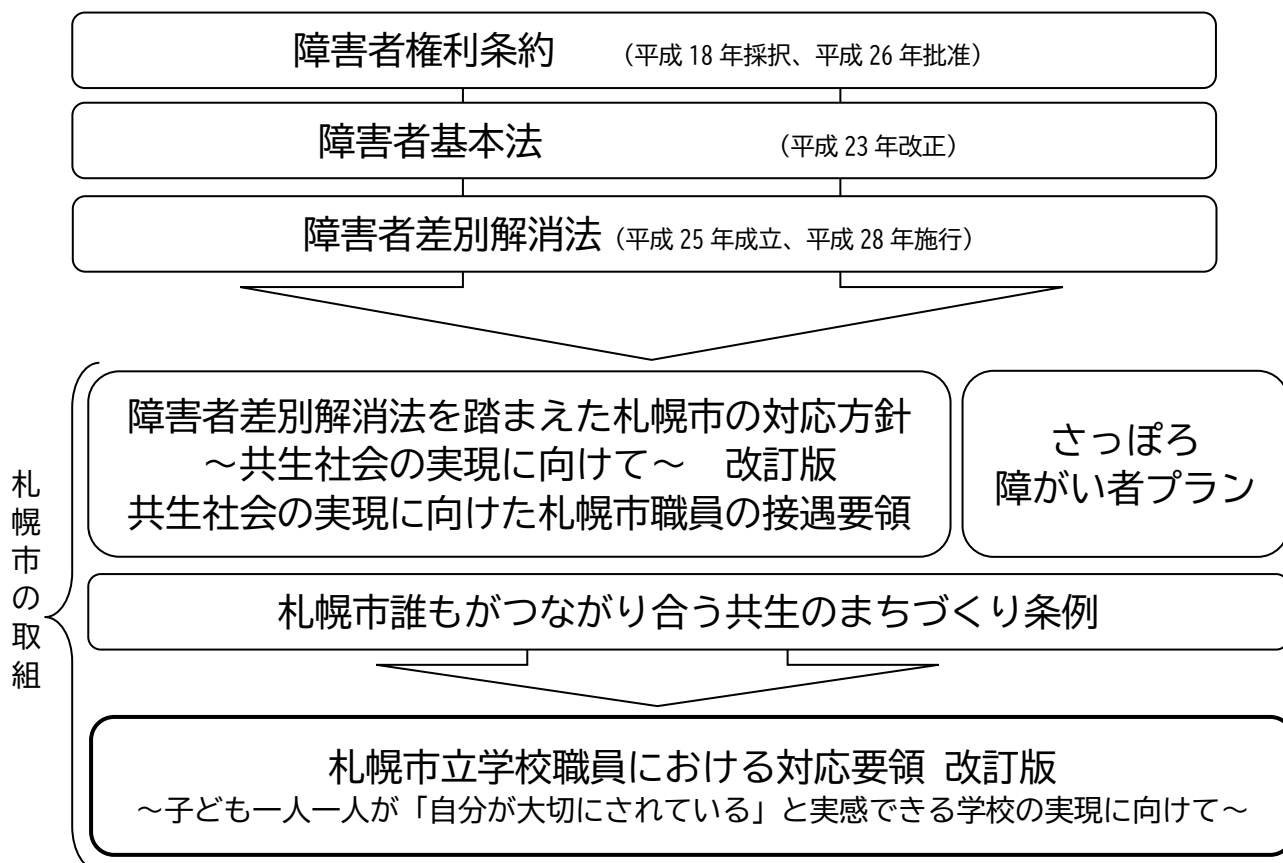
1 対応要領の位置付け

札幌市では障害者差別解消法の施行に伴い、札幌市全職員に対して「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針～共生社会の実現に向けて～」と「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」を定め、令和6年に改訂しました。

学校等の教育機関では、幼児から高校生までの一定の年齢層に対して、継続的に適切な教育を行う必要があることから、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた対応について、学校等を運営する管理職はもとより、日々の学習活動等で中心的に子どもに関わる学校等の職員の理解が一層必要になります。そこで、札幌市立学校職員における対応要領（以下、「対応要領」という。）として、学校等における〔合理的配慮の提供〕及び〔不当な差別的取扱いの禁止〕の考え方や想定例を示すことにしました。

各学校等が対応要領を活用することによって、障がいの有無で分け隔てすることなく対応することが可能となり、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に資することを目指しています。

対応要領の位置付けのイメージ



2 国の基本方針の概要

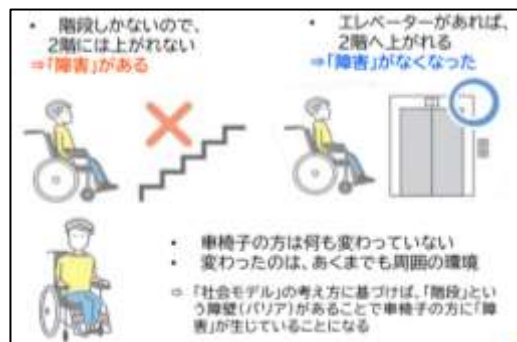
(1) 基本的な考え方

共生社会の実現には、障がいのある方の社会参加等を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

合理的配慮の提供については、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあります。こうした取組を広く社会に示しつつ、また、「障害者権利条約」が採用する、障がいのある方が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病等に起因する障がいを含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方の国民全体への浸透を図ることによって、国民一人一人の障がいに関する正しい知識の取得や理解が深まるとともに、障がいのある方や行政機関等・事業者、地域住民といった様々な関係者の建設的対話による協力と合意により、共生社会の実現という共通の目標の実現に向けた取組の推進が期待されます。

(2) 社会モデル

共生社会を実現するために、障がいのある人が直面するバリアを取り除いていくという考え方は、「障害者権利条約」の基本理念である障がいの「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。障がいの「社会モデル」とは、障がいのある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」は、障がいのある人ご自身の心身のはたらきの障がいのみが原因なのではなく、社会の側に、様々な障壁（バリア）があることによって生じるものという考え方です。障がいの「社会モデル」に対し、障がいは個人の内身のはたらきの障がいによるものであるという考えを「医学モデル（個人モデル）」といいます。



参考：改正障害者差別解消法について

（内閣府 令和5年11月）

3 対象範囲

(1) 学校等

札幌市立の幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校（以下、「学校等」という。）

(2) 対象となる子ども

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）、その他の心身機能の障がい（難病等に起因する障がいを含む）のある幼児児童生徒（以下、「障がいのある子ども」という。）であり、障がい及び社会的障壁*1により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方。

「社会モデル」の考え方を踏まえており、障がい者手帳の所持者に限りません。

*1 「社会的障壁」とは

子どもの障がいにより、学校等における教育活動全般に十分参加できないこと、つまり権利利益が侵害されていることを言います。

(3) 職員

札幌市立の学校等において、子どもの教育活動全般に携わる全ての職員

4 [合理的配慮の提供] と [不当な差別的取扱いの禁止] について

(1) [合理的配慮の提供]

個々の場面において、障がいのある方から現に社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、その障壁を除去するために、障がいのある方の権利利益を侵害せず、実施に伴う負担過重*2でない範囲で行う配慮のことです。

例えば、障がいのある子ども及び保護者から、①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備についての相談があった場合に、

○ 年齢 ○ 障がいの状態

に応じ、学校等に過重な負担のない範囲で、参加の機会を確保するための変更・調整を行うことです。

* 2 「過重な負担」とは

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します。

- 教育内容・方法等の業務への影響の程度
- 費用・負担の程度
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）等

学校と障がいのある方の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、過重にならない範囲内での代替案を提案し、理解を得られるように努めます。障がいのある子ども及び保護者が希望した支援の内容を提供できない場合は、その理由も説明します。

(2) 【不当な差別的取扱いの禁止】

障がいのある子どもに対して、正当な理由*³なく、障がいを理由として、

- 教育機会の提供を拒否する
- 支援及び【合理的配慮】を行うに当たって場所・時間等を制限する
- 障がいがない子どもに対して付さない条件を付けること

等の権利利益を侵害することを禁止します。

学校等における【不当な差別的取扱い】は、例えば、次のものが考えられます。

- 障がいのある子どもに対して、【合理的配慮】を検討せずに、入園・入学を拒否する。

この他の【不当な差別的取扱い】の例や対応のポイントは、第2章を参照ください。

* 3 「正当な理由」とは

正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと客観的な事実によって裏付けられるものは「正当な理由」に該当し、【不当な差別的取扱い】に当たらないとしています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」 閣議決定 平成27年2月24日



合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

◇「前例がありません」

- ・ 合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

◇「特別扱いできません」

- ・ 合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

◇「もし何かあったら…」

- ・ 漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

◇「〇〇障害のある人は…」

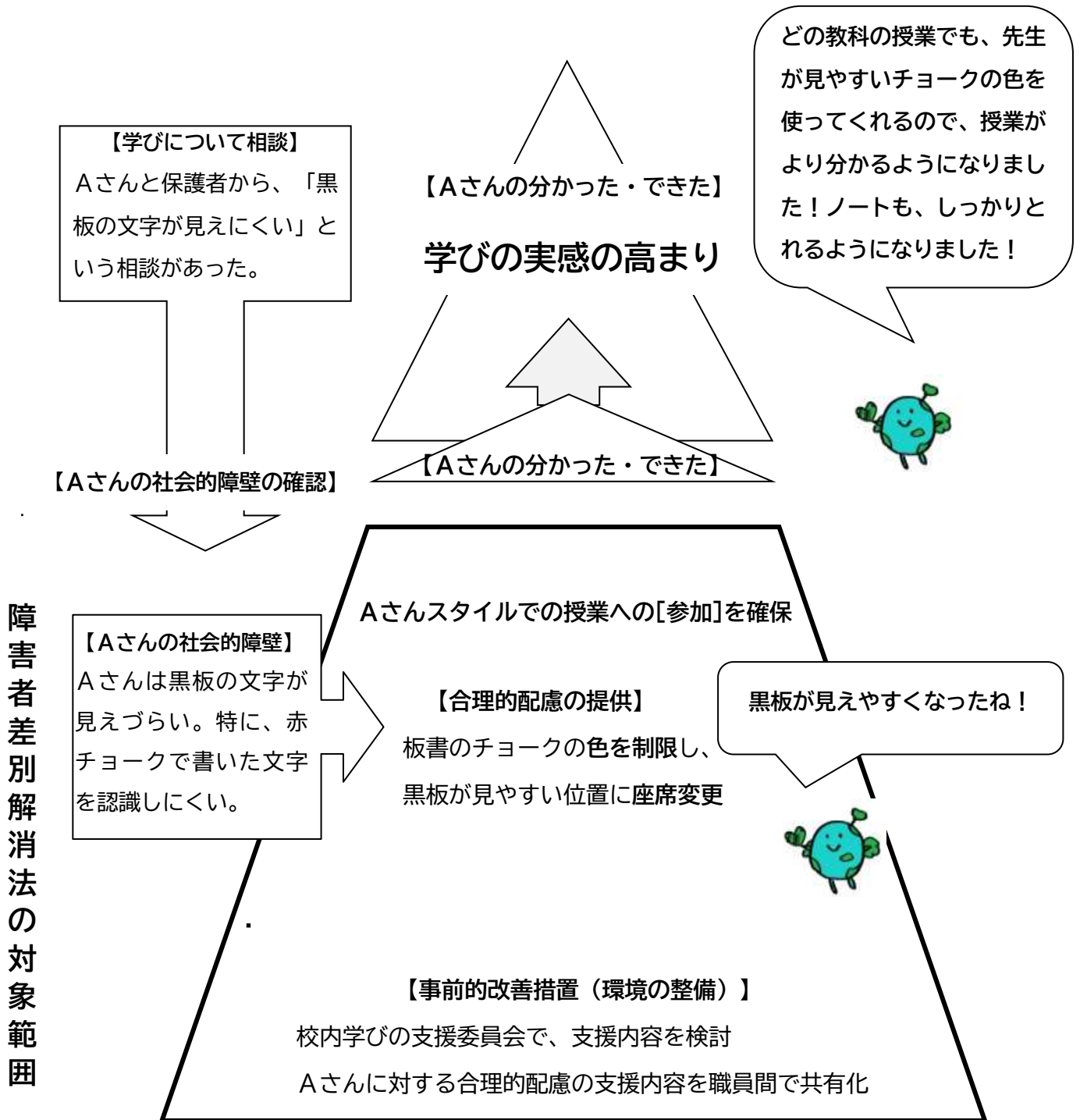
- ・ 同じ障がいでも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります

障がいのある子ども及び保護者から相談があった場合に、即座に「できません」と回答したり、否定的な態度で相談に臨んだりすることは[不当な差別的取扱い]に当たることに留意しなければなりません。常に、障がいのある子どもを中心に、どのような願いがあり、解決するにはどのような課題があるのかを一緒に考える姿勢が大切です。

5 【合理的配慮の提供】と【事前的改善措置（環境の整備）】について

(1) 【合理的配慮の提供】の例

【中学生Aさん（視覚障がい（弱視）があり、単眼鏡とルーペを使用）の場合】



(2) 【事前的改善措置（環境の整備）】の基本的な考え方

【事前的改善措置】は、【合理的配慮】を的確に行うために土台となる学びの環境を整備することです。

例えば、弱視のAさんに見えにくい色のチョークを使わずに板書をするという【合理的配慮】を行う場合に、他の教職員も同じ対応をすることができるように全ての教職員で情報共有することや、校内学びの支援委員会が中心になって支援の内容を検討することは【事前的改善措置（環境の整備）】に当たります。

【事前的改善措置（環境の整備）】は、学校等が整備するものだけではなく、学びのサポーター活用事業等のように教育委員会が整備するものも含まれます。

【事前的改善措置（環境の整備）】は、日常的な取組に加えて、災害等の非常時の対応も検討しておくことが必要です。各学校等で策定されている防災計画に、障がいのある子どもに対する具体的対応を明確に示し、どのような体制で臨むのかを教職員で共通理解しておくことも大切です。避難訓練の際にこれらの対応を検証した上で、修正することも必要です。

【合理的配慮】の提供と【事前的改善措置（環境の整備）】を両輪として進めることが重要です。



【合理的配慮】と【分かった・できた】学びの実感の高まりとの関係

障害者差別解消法における【合理的配慮】は、障がいに起因して生じた【社会的障壁】を除去することで、教育活動全般への【参加】の機会を確保することです。

言い換えれば、障がいのある子どもが、障がいにより差別されることなく、教育を受けるスタートラインに立つことができるようにすることです。

ただし学校等においては、【参加】の機会を確保するだけでなく、**どの子に対しても【分かった・できた】学びの実感が高められるよう教育活動が展開されなければなりません。**

障がいのある子どもに対しては、これまで、特別支援教育の視点から、様々な支援が行われてきました。学校等が【合理的配慮】を提供することで、障がいのある子ども及び保護者、学校等の関係者が一緒により良い支援の在り方を検討することになるので、これまで以上に障がいのある子どもの【分かった・できた】学びの実感が高まることを期待しています。

第2章 障がいを理由とする差別の解消に向けて

1 [合理的配慮の提供]のプロセス

(1) 準備

管理職のリーダーシップのもと、校内の相談支援体制の整備をします。

校内において、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内学びの支援委員会の検討事項として位置付けるとともに、合理的配慮に関する校内での相談窓口を明確にします。

学校が、適切と思われる配慮を子ども及び保護者へ提案するたの建設的対話の働きかけを行い、子ども及び保護者が意思の表明ができる機会を設けます。

(2) 意思の表明

子ども及び保護者から合理的配慮の申出や相談を受けます。

誰に相談すればよいのか、相談窓口（学級担任、特別支援教育コーディネーターなど）を明確にした上で、学校だより等により相談窓口を周知します。また、合理的配慮の相談ができることを情報提供します。

(3) 調整

校内学びの支援委員会を中心に以下の視点を踏まえて、組織的に調整を図ります。

① 障がいの状態や教育的ニーズの把握

◇いつ、どんな場面で、どのような困難を示しているか。

◇その困難を改善・克服するために必要な配慮は何か。

② 配慮の内容や方法の検討

◇必要かつ適当であるか。

・教育的ニーズや教育目標との整合性はどうか。

・主体的な自立や社会参加のために必要かどうか。

◇過重な負担かどうか。

・体制面、財政面からみた実現の可能性はどうか。

・過重な負担の場合、代替案として何が考えられるか。

必要に応じて、教育委員会や外部機関等に助言を求めたり相談を行ったりする。

◇特別支援学校のセンター的機能の活用

◇札幌市教育委員会への相談

<参考とできるもの>

- ・（独）国立特別支援教育総合研究所のインクルデータベース
- ・（独）日本学生支援機構「大学等における学生への支援・配慮事項」
- ・内閣府の合理的配慮等具体例データ集

(4) 建設的対話

子ども及び保護者との建設的対話を行い、合意形成を図ります。

建設的対話の際は、学級担任に加えて、特別支援教育コーディネーターが入るなど、組織的な対応を行います。

過重な負担等に当たると判断した場合は、本人及び保護者に理由を説明し理解を得るよう努めるとともに、代替案を示し、合意形成を図ります。

(5) 決定及び提供

決定した合理的配慮の内容や方法等について、個別の教育支援計画に明記します。

個別の教育支援計画を活用し、校内で情報共有をしながら、全校体制で継続的に支援を行います。

(6) 定期的な評価

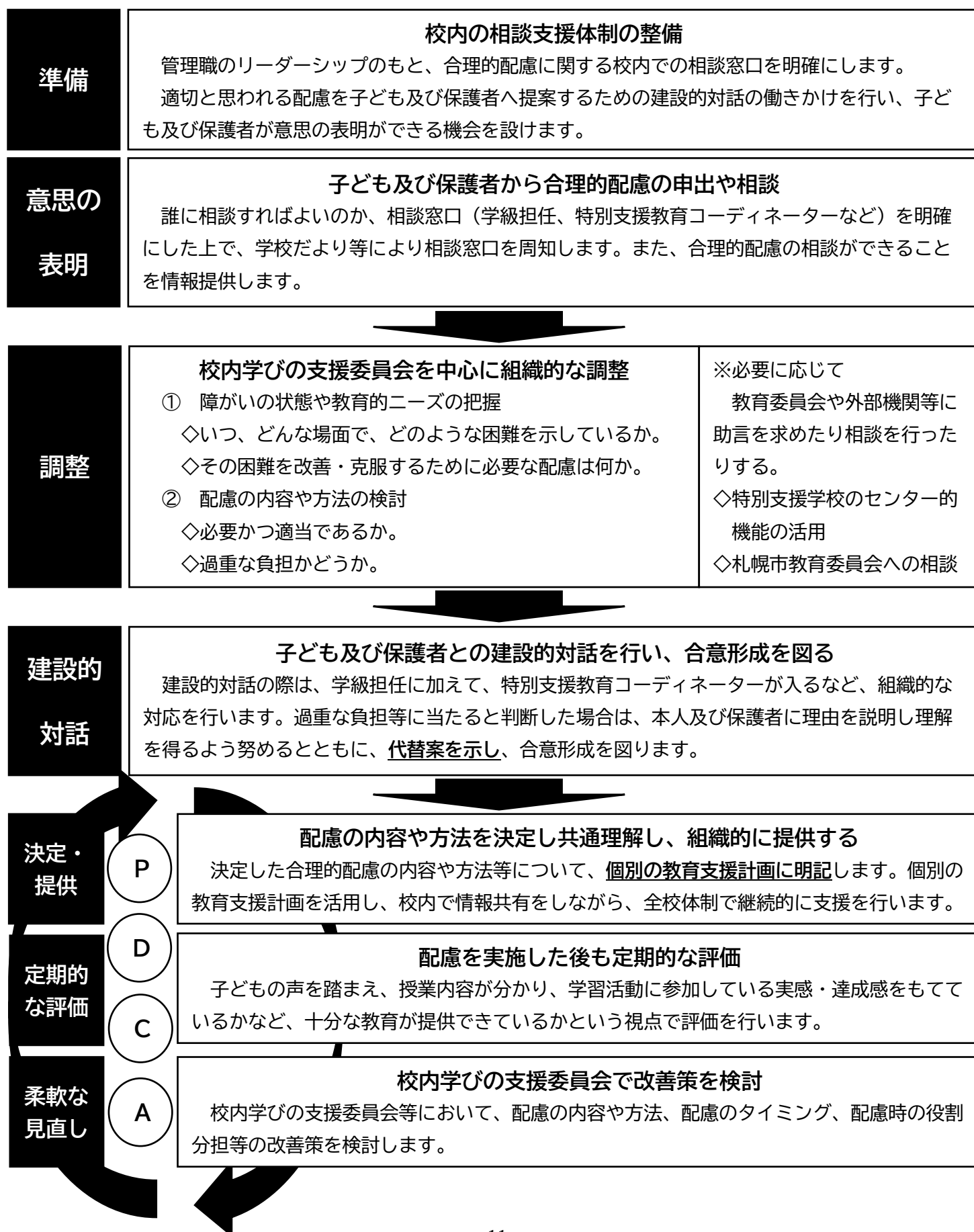
配慮を実施した後も定期的に評価を行います。

子どもの声を踏まえ、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもっているかなど、十分な教育が提供できているかという視点で評価を行います。

(7) 柔軟な見直し

校内学びの支援委員会等において、配慮の内容や方法、配慮のタイミング、配慮時の役割分担等の改善策を検討します。

学校における合理的配慮の提供のプロセス



2 【不当な差別的取扱い】の対応のポイント

障がいのある子どもに対して、正当な理由なく、障がいを理由として権利利益を侵害することは禁止されています。正当な理由があると判断した場合には、その理由を具体的に子ども及び保護者に説明し、理解を得られるように努めます。

【不当な差別的取扱い】の例

- 障がいのある子どもに対して【合理的配慮】について検討もせずに入園・入学を拒否する。

【対応のポイント】

- ・ 障がいのある子どもの入園・入学に際して、どのような【合理的配慮】を求めているのか、子ども及び保護者の希望を聞きましょう。
- ・ 【合理的配慮】のプロセスに沿って、建設的に話し合しましょう。入園・入学した後に起こりうることを丁寧に説明し、障がいのある子どもの支援に関わる関係機関と連携しつつ、【合理的配慮】について合意形成を図りましょう。

- 障がいのある子どもに対して、障がいを理由に学校行事への参加を拒否する。

【対応のポイント】

- ・ 障がいのある子どもが学校行事に参加できるような方策を検討し、子ども及び保護者に提案しましょう。

- 保護者の付添いを障がいのある子どもの授業や学校行事への参加の条件にし、保護者が付添えない場合に、子どもの参加を拒否する。

【対応のポイント】

- ・ 保護者の付添いがないことで、授業や学校行事等に参加できないというように、参加の必要要件として説明してはいけません。
- ・ 授業等への参加の仕方や人的対応など、障がいのある子どもの参加の機会を確保するための方策（【合理的配慮】を含めて）を子どもや保護者と話し合しましょう。

第3章 公立高等学校入学者選抜等における合理的配慮について

公立高等学校入学者選抜における学力検査等及び公立特別支援学校入学者選考における検査等、入学後の学校生活等について、子どもや保護者が合理的配慮を希望する場合の対応や流れなどは、次のようになっています。

◇出願前に行うこと（流れ）

① 子ども・保護者から中学校等へ相談

・中学校等は、子ども・保護者から学力検査や面接等、入学後の学校生活において必要とする合理的配慮についての相談があった際は、要望内容を聞き取ります。

② 中学校等から高等学校等へ相談

・中学校等は、子ども・保護者から相談のあった合理的配慮の内容や中学校で配慮している事項をまとめ、子どもが出願しようとしている高等学校等に相談し、関係文書を送付します。

③ シミュレーション等の実施

・合理的配慮の内容や実施方法が適切であり、実施に当たって支障等が生じないよう、高等学校等と中学校等が詳細を確認します。

・また、子ども・保護者、中学校等及び高等学校等の関係者等が、要望の内容について確認したり、シミュレーションを実施したりします。

④ 高等学校等と教育委員会との協議

・高等学校等と教育委員会が協議し、内容や実施方法等を確定します。

⑤ 高等学校等から中学校等へ、中学校等から子ども・保護者へ回答

・高等学校等から中学校等へ、中学校等から子ども・保護者へ合理的配慮の内容について伝えます。

◇公立高等学校入学者選抜等における合理的配慮に関するQ & A

Q1：合理的配慮を要望すると合否に影響を与えますか。

A1：入学者の選抜等は、実施要項で示された資料（個人調査書、学力検査の成績、面接の結果等）を総合的に評価して行いますので、合理的配慮が合否に影響を与えることはありません。

Q2：合理的配慮について、いつまでに中学校へ相談すればよいですか。

A2：出願しようとする高等学校等が未定の場合であっても、公立高等学校等へ出願しようとする場合は、できる限り早く相談してください。可能な限り出願の受付前に協議を終えることができるようお願いいたします。

第4章 相談窓口体制について

札幌市立学校における合理的配慮の提供に係る相談窓口は以下のとおりです。

◇ 札幌市教育委員会 児童生徒担当部

学びの支援担当課 特別支援教育担当係（011-211-3821）